

群馬県優良県産品推奨制度（審査会開催）の御案内

群馬県では、県民の方々はもちろんのこと、県外からのお客様が県産品を購入される際に役立ててもらうため、優良県産品を推奨する制度を行っています。県内外の多くの消費者へ展開する意欲のある商品を申請してください。

この「優良県産品」制度は、推奨期間が2年間となっており、今回は令和6年4月から令和8年3月までの期間に推奨する商品について、申請を受付、審査いたします。

1 推奨対象品とは

県内で生産又は主たる加工がなされたものであり、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品などをいいます。

（基本的には、一般消費、贈答または土産品として利用される商品です。）

※ 対象外のもの

- ① 未加工の農・水・畜産物
- ② 木材・樹木、草木、種苗
- ③ 住宅・建築資材の一部
- ④ 医薬品及び医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品 ※28年4月の改正により対象外となりました。
- ⑤ 工業用機械及び部品に類するもの
- ⑥ その他、県産品としてふさわしくないもの

2 申請資格

(1) 県内に事業の本拠を有する製造業者、もしくは商品の企画等を指示し製造を委託している県内の販売業者であること。

(2) 製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。

3 申請について[注意]

申請は1業者3アイテムまでとします。

また、同一商品で個数や味の違う物は原則1アイテムとしてカウントします。

例) 1 ●●菓子(チョコ、パニラ、抹茶)

2 ●●クッキー(10個入り、15個入り) → 3アイテムと見なす

3 ●●茶(5g、10g)

4 優良県産品として決定されると

- ① 決定の証として、群馬県より「推奨状」が授与されます。
- ② 「推奨品名簿」を作成し、県及び関係諸機関などで紹介します。
- ③ 群馬県のHP等で幅広く紹介します。
- ④ 決定された商品は、「推奨証紙(推奨品シール)：右参照」
又は「推奨証紙図案」を貼付しPRすることができます。



推奨証紙

<推奨証紙(シール)販売価格>

証紙	数量	価格(税込み)
大	3,000枚	1,900円
小	3,000枚	1,900円

< 推奨証紙図案使用価格 >

図案使用数量	使用価格
上限下限問わず	一律10,000円

5 申請方法

優良県産品の審査を受けようとする者は、所定申請書に関係書類（1点ごとに2部ずつ作成）を添付して、所在市町村を経由して県に申請します。

なお、現在優良県産品として推奨を受けている商品であっても、改めて申請書を提出し、審査が必要となりますので御注意ください。

- 申請受付期間：令和5年7月3日（月）～7月31日（月）まで
- 申請書提出先：所在市町村 商工観光担当課

6 審査・決定

申請された商品は審査会において審査され、その結果に基づき知事が決定します。

- < 審査基準 >
- ① 食品表示法、その他の関係法令に適合しているか
 - ② 品質、価格、包装、表示方法等が適正であるか
 - ③ 優良県産品として推奨するにふさわしいもの（※）であるか など
- （※）次のうちいずれかひとつに該当するもの
- （1）主要な原材料に群馬県産のものが使用されている
 - （2）推奨品または包装材等のデザインに群馬県をイメージできる表示がされている
 - （3）3年以上、群馬県内での製造・販売実績がある商品である

優良県産品として推奨されるには、適正法令に基づいた表示が必要となります。

表示等に誤りがある場合は推奨品として認定されません。

表示等については、申請前に担当窓口（※）へ御相談ください。電話等で確認が困難な相談内容については、事前予約の上、担当窓口を訪問するようお願いいたします。また、お問合せの際は、優良県産品推奨審査に関する事前相談である旨お伝えください。

※ 担当窓口については、別添の「商品の表示に係る問合せ先一覧」を参照願います。

- 審査会開催日：令和5年9月26日（火）
- 審査会場：群馬県庁28階281-A会議室

※ 商品の搬入は前日、搬出は審査会終了後（9月29日（金））となります。
ただし、食品類については原則として返還せずに、県から福祉施設等に寄付する予定です。（搬入出の詳細については、別途通知をさせていただきます。）

7 問い合わせ先

本制度に関する詳しいお問い合わせは、
群馬県観光魅力創出課 国内誘客係 TEL027-226-3386